

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

福祉基盤課福祉人材確保対策室

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る P D C A サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

（3）介護福祉士修学資金等貸付制度について（参考資料 2 参照）

① 介護福祉士修学資金等貸付制度の着実な実施

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度補正予算において、

- ・ 介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待される介護人材の呼び戻しを促進するため、離職した介護人材に対する再就職準備金（上限 20 万円（一部 40 万円）。介護職員として 2 年間勤務した場合、返還を免除）の貸付事業の創設及び拡充や、
- ・ 介護職を目指す学生の増加を図るとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、介護福祉士修学資金の貸付原資の確保や新たな貸付メニュー（国家試験受験見込者への国家試験受験対策費用）の追加、

などの制度の大幅な拡充を行い、各都道府県に財源を配分した。

また、昨年度においては、本事業に係る実施要綱の見直しや Q & A の発出を行うとともに、リーフレットを作成して関係団体に周知を図るなどより本事業の活用が促進されるよう取り組んだほか、平成 29 年度補正予算で貸付原資等の更なる財源の確保を図ったところ。

各都道府県においては、引き続き、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と緊密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

② 平成 30 年度第二次補正予算における介護福祉士修学資金等の充実（参考資料 1 – 8 参照）

介護人材の不足が指摘される中、昨年 5 月に公表された介護人材の必要数の推計では、2025 年度末までに 55 万人（年間 6 万人程度）の介護人材を追加で確保する必要があるとともに、新たな在留資格の創設に伴い介護分野で就業する外国人の増加も見込まれる。また、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む中、専門的知識・技能を有する介護福祉士の養成が重要となっており、平成 31 年 10 月には一定の介護福祉士に対する処遇改善も予定されていることから、今後、介護福祉士の資格取得を目指す者の増加が予想される。

このため、平成 30 年度第二次補正予算において、本事業が今後とも安定的に運営できるよう、貸付原資等の充実（4.2 億円）を図っている。

各都道府県におかれては、修学資金、実務者研修受講資金、再就職準備金の活用が促進されるよう、適宜関係団体とも連携を図り、一層の周知に努めていただき、これまでに交付された貸付原資等を積極的に活用することにより、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者への支援に努められたい。

（4）地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進（参考資料 3 参照）

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところである。都道府県の取組例として、参考資料 4 から 6 までに、福島県、千葉県、東京都の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。